

陳 述 書

平成 21 年 12 月 25 日

横浜地方裁判所相模原支部民事 1 係 御中

相模原市城山町町屋四丁目 16 番 9 号

被 告 小 林 正 明

1 略 歴

私は、昭和 22 年、佐賀県で生まれ、昭和 46 年、神奈川県労働金庫（現中央労働金庫）に就職し、昭和 63 年より司法書士を開業し現在に至っております。

この間、昭和 50 年 4 月の統一自治体選挙で城山町の町議会議員に初当選（27 才）、以後連続 8 期当選し、平成 16 年 7 月から平成 18 年 2 月まで城山町長、平成 19 年 5 月からは相模原市議会議員を務めています。

以下、本件に関する経緯について説明します。

2 旧城山町の「山林等の開発行為取扱基準」について

（1）経過と目的

昭和 50 年に城山町長に初当選された中島秀昭氏（以下、「中島町長」といいます。）は、昭和 60 年を目標年次する総合計画（基本構想、基本計画、実施計画で構成）を策定されました。

議会には、議員全員で様々な角度から自由に協議をしたり、町から説明を受けたりする非公式な会議として全員協議会があります。昭和 51 年 6 月議会開会中に開かれた全員協議会で、中島町長から水と緑を基調とする

総合計画の概要とこの基準の説明を受けました。中島町長は、議会に提案する前に、この基準と総合計画を町の総合計画審議会に諮問して、答申を受けたことも付け加えて説明しました。

この基準の内容は、①新規の山砂利等の開発行為や、②既に県の許可を得ている開発でも拡張を原則として認めず、開発行為の特例として、①公益上の利用や住民福祉の為に必要で、且総合計画審議会の議を経た場合や、②区域の拡張のない防災上の必要性がある場合等は、例外として認めるというものでした。

このような内容は、前町長の小磯武二氏から町政を引き継いだ中島町長が、故郷の原風景を破壊する山林開発をこれ以上認めず、「水と緑」を基調とする城山の方向性を示したものとして、私はこの提案に賛成しました。自然豊かな城山町に住んで良かったと心から思いました。

中島町長は、当時の議員全員の賛成を得て、この基準を昭和51年8月1日から施行しました。

(2) 事前打診に対する取扱基準

森林法により山林開発の許可権者は県知事です。森林法第10条の2第6項の規定により、知事は開発行為の許可の際には、関係市町村長の意見を聴かなければならないことになっています。この規定が施行されたのは平成4年頃ですが、行政実務ではこれ以前から当然のこととして行われていました。

仮に、城山町にこの基準が無ければ、県から意見照会があるたびに、そのときどきの担当課職員の考えや、町長個人の考えで、結論がばらばらになってしまうおそれがありました。賢明な中島町長はこの基準で業者間に格差のない公平・画一的で透明性のある行政対応が可能になるようにしたのだと、私は考えました。

法律は国会の議決で、条例は地方議会の議決で成立し施行されるもので

す。これに対して「要綱・規則・規程・基準等」は、法律や条例の範囲内で、行政の最高責任者である市町村長が事務執行上の必要性に基づいて制定するものですが、制定した以上は事務執行に際して遵守されるべき行政内部の規律となり、地方公務員法上も第32条に法令等の遵守義務があります。

3 基準の価値・役割

城山町と歴代町長はこの基準を取扱基準として遵守し対応しました。そのため城山町の山林の乱開発を防ぐことができました。

平成15年12月議会（乙11）で、私の質問に対して、加藤正彦町長が、「それらの許認可権は県知事が持っていますので、ご質問の山林等の開発行為取扱基準が山林等の開発行為に対して法的な拘束力を有するものではありません。しかし、この町の山林等の開発行為取扱基準は、山林等の開発に対する町の方針を示すものであり、町の将来の土地利用構想を実現するための基準であると言えます。」（232頁）と答え、建設経済部長が、昭和51年に取扱基準の運用を開始して以来の状況として、「今までの経過なんですけれども、小川工業さんの場合を除いた場合には、昭和58年に露木建設工業の拡張計画、これは法面の崩落地の復旧工事ということで認めております。また、62年には株式会社相模、これはゴルフ場の安全性確保ということで認められたケースが2件あります。あと認められないケースとしては露木建設工業とミユキ組の関係につきましては、この山林の取扱基準によりましてお断りしている経過がございます。」（234頁）と説明しました。いずれも、町は取扱基準を尊重して県に対して「賛成」「反対」の意見を出し、その結果、県が町の意見を踏まえて（尊重して）、許可し、あるいは不許可にしたのです。

私は、昭和50年から8期町議会議員を務める中で、この基準に基づき

町議会で数回議論をしてきましたが、仮にこの基準がなかったら、上記2件の開発や小川工業の山砂利掘削区域の拡大（後記3）を防ぐことはできなかったと確信しています。

4 小川工業株式会社の、旧城山町内における砂利採取実態

（1）唯一の山砂利業者

小川工業株式会社（以下「小川工業」と言います。）は、本社は相模原市上溝にあり、城山町では唯一の山砂利業者で、神奈川県津久井郡城山町小倉（現相模原市城山町小倉）で山砂利の採掘を、昭和41年から開始して現在に至っています。

（2）採掘完了後は緑化義務

平成12年5月2日付神奈川県指令津セ第54号に添付された緑化計画の概要（乙15-2）によれば、小川工業の林地開発行為の変更許可申請に関する許可条件として、「植栽樹種は、黒松を1ヘクタール当たり3000本、小段及び法面にはヤシヤブシ・ハギの播種（1坪あたり1カ所）と3種混合種子吹き付けを行い、最終的な計画として場内は、森林及び緑地に復元し、全面的に緑化する。」となっていました。

5 小川工業から旧城山町に対する、新たな開発計画の事前相談

私は、ここで平成9年頃と14年頃の2つの計画を紹介して、小川工業の動向を紹介します。

小川工業は、事業地を拡大する為に平成9年9月頃、小倉共有林含む「大日方開発計画」を作成しましたが、1部町有林を含む計画の為に町の参画が不可欠であり、この点が最大の課題となり、結果的にはこの計画は実現しませんでした。

次に、小川工業は平成14年頃、香ノ田採取場拡張計画と称する小倉4

地区共有林と学校林を含む町有地(今回の土地処分の山林)を対象に、山砂利開発の拡大を企画し、町に相談資料として開発申請案の書類を提出してきました。私はこの計画を知り、小川工業が町の承諾なく町有地(今回の土地処分の山林)を勝手に、山砂利開発の拡大区域に取り込んでいることに、呆れ驚きました。

山砂利採取業は、一旦採取を開始したら、新たな採取場所の拡大以外に事業の継続が不可能な命脈産業ですから、小川工業にとって最大の願望は基準の廃止と事業地に隣接する町有林の取得であったと思います。しかし、この基準の存在により、先ほど紹介した2件の計画は下記6のとおり小川工業の思い通りにはなりませんでした。

6 八木大二郎氏が町長に就任する以前の町の対応状況

(1) 大日方開発計画の行方(北島町長時代)

上記の平成9年の大日方開発計画に対して、当時の北島厚町長は基準を根拠にして開発を認めませんでした。

(2) 香ノ田採取場拡張計画の行方(加藤町長時代)

私は、小川工業が町に香ノ田採取場拡張計画を事前相談していることを知りましたので、平成15年12月の城山町議会で、私は基準尊重の立場から、基準に合致しない計画に関する相談資料を毅然と返却することを加藤正彦町長に求めました(乙11)。

平成15年4月に町議会議員になった八木大二郎氏(原告)は、それまで城山町の職員でしたが、同年12月議会で、私の主張とは全く逆の基準廃止の立場から、行政手続法を根拠に、この基準が全く法律に基づかない、いい加減な条文と決めつけ、単なる役所の中の基準であり、外部の第三者に対して拘束力がなく、小倉地区の町づくりが先に進まない原因であり、昭和51年の基準をいまだに振りかざして行政指導するのは、大きな問題

であると主張しました。

しかし、建設経済部長・加藤町長が認めましたように、この基準は県からの意見照会に対する「取扱基準」なのですから、私は、行政手続法を根拠に基準の廃止を正当化するのは間違いだと思いました。

しかも、小川工業が城山町に事前相談しているこの時期に取扱基準を廃止すれば、小川工業の願望は実現できますが、城山の緑が破壊されることになりますから、私は、小倉地区の自然環境の保全という公益を尊重すべきと考えました。

12月議会での私の質問に対して建設経済部長は「町の総合計画・町のマスタープラン・山林開発基準の中では、今の状況では香ノ田採取場拡張計画に同意できない」と答弁し、加藤町長は町有地(今回の土地処分の山林)を含む香ノ田採取場拡張計画を同意しませんでした。

(3) 山林の乱開発を防止

私は、この基準があったからこそ山林開発を防ぐことが出来たので、緑豊かな城山の環境を維持していくためには、この基準を今後も守っていくことが必要だと確信しました。

7 被告が「山林等の開発行為取扱基準」の廃止を知った経緯

(1) 存続合意

私は、現在は相模原市の市議会議員ですが、平成16年7月から平成18年2月まで、城山町の町長を務め、その頃は、津久井郡4町(城山町、津久井町、相模湖町、藤野町)と相模原市との間で「1市4町」の合併協議が行われていました。

合併協議会の役員構成は、相模原市長の小川勇氏が会長、津久井郡の4町長の藤野町長(倉田知昭氏)、相模湖町長(溝口正夫氏)、津久井町(天野望氏)、城山町長(私)が副組合長で、その他に合併協議会の委員とし

て各界の代表者で合併協議会が構成されていました。

合併協議会の開催の前に必ず、会長1名、副組合長4名で構成される「会長、副組合長会議」がもたれ、他に出席者は助役、合併担当者など毎回約30名位でした。

私は、城山町の町長として、旧市には山がなく合併すればこの基準がなくなるのではとの心配もあり、又亡き中島町長の意思を生かし将来も城山町の水と緑の環境を守ることはたとえ合併しても必要だと考え、平成17年頃に相模原市の市庁舎内で開催された「会長、副組合長会議」の席で、他の市や町にはない城山独自の基準の趣旨や経緯を説明し、この基準の存続を求めました。相模原市の山口助役がこの会議の司会を担当していましたが、私の提案に対して、司会者が、会長や他の副組合長にこの提案を諮りましたが、会長や他の副組合長からは異論は出ませんでした。

合併する自治体に私の提案が受け入れられていましたから、私は、合併後も存続しているものと確信していました。まさか合併前の最終日に八木氏が廃止しているとは全く想像していませんでした。

(2) 小川工業役員の見聞

平成20年12月17日でしたが、小川工業の役員であり、城山町社会福祉協議会会長の内田昭和氏（以下、「内田氏」と言います。）が突然、私の司法書士事務所に来られました。

暫くは2人で世間話をしていましたが、どうも話の内容から小倉の山砂利の協力依頼のようでしたし、私に登記の仕事も増える等と利益誘導を臭わされたこともあり、内田氏が私に渡そうとされた手土産を引き取ってもらい、帰ってもらいました。

私は、その日は、18日に議会で市有林の処分の説明が予定されていることを知りませんでしたし、何故今頃私に会いにきたのか理由が全くわかりませんでした。でも、17日に内田氏が私の事務所に来られたところか

らすると、議会で市有林の処分の説明が予定されていることを事前に知っていたのではないかと思います。

(3) 平成20年12月18日全員協議会

私は、18日の9時過ぎに議員控室に行きましたが、全員協議会資料が机の上であり、その資料を見てその時初めて、私は内田さんの訪問の目的を知り、昨日の手土産を返して良かったと思いました。

18日午後の全員協議会で市長から市有地の処分の説明があり、代替処分を理由に市有地（元町有地）が破格の値段で処分されることを、私は知りました。私は、仮に小川工業に市有地が処分されても、旧城山町の基準が合併後も存在しているものと認識していましたから、合併後も市がこの基準を引き継いでいる以上山砂利の開発はできないのではないかと質問しました。

私の質問に対して、担当部長から当初、「基準は合併に伴って失効している」との説明がありました。私が町長のときに存続を確認していた基準が合併で当然に失効するとはどういうことなのか。私は大変に驚きました。後でその日の議事録を読みましたら、基準が失効したという説明部分の記述はなく、録音テープも破棄されていました。

さらに暫くして、担当部長から、「基準が廃止されている」との説明もありましたが、経緯が納得できませんでした。

(4) 調査の経緯

私は、既に、市が詳細な資料を作成していますので、直ちに、この市の動きを止めることや、私の主張が旧市選出の議員に受け入れられることは容易ではないと考えました。市長の話では、3月議会に市有林処分を提案する予定とのことでもあり、1月以降に調査をすることにしました。

ところが、1月になり、市民団体から、相模原市の政令市移行問題に関して市民の意思を問う「住民投票条例」制定を求める直接請求が、市議会

になされました。私は、市民団体の要求を実現するための調査や研究、更に臨時議会が1月28日、30日、2月6日と開催され、質問や討論の為の原稿作成で多忙となり、実際に基準の廃止や市有林処分の調査に着手できたのは、臨時議会が終わってからでした。

2月12日頃に3月議会の議案が配布され、市有林処分が提案されていました。同月20日、私は基準廃止の経過などを調査する為に、旧城山町の基準廃止に関する資料などを議会事務局経由で市に請求しました。

(5) 判明した事実

①失効ではなく、八木氏自ら決裁

私は、23日に基準廃止に関する決裁文書(甲3)を入手しましたが、その文書によって、初めて、城山町の日常業務最後の日である平成19年3月9日(金)に起案され、同日、当時町長だった八木氏が決済し、即日告示されていた事実を知り、驚きました。

相模原市との合併期日が11日(日)でしたから、告示期間が9日(金)当日と、役場閉庁日である10日(土)の2日しかありません。

②諮問、議会对応

私の後日(6月9日)の追加の調査で、八木氏は基準の廃止に関して、城山総合計画審議会に事前に諮問していませんし、議会や議会に設置されていた合併問題特別委員会にもこの廃止の事実を報告していないことが判明しました(乙7)。

③廃止の理由

決裁文書には、廃止の理由として「本町で用いていた基準が、新市域においては局所的な取扱基準となるため、新市での統一的な取扱を行う必要がある。」と記載されています。

旧市と旧4町の現状については、当時も今も旧市には山林がなく、旧津久井4町で山砂利採取を行っているのは城山町・津久井町のみでした。

旧市には山林がありませんし、基準が存続したとしても弊害が発生することは無いのですから、統一的取り扱いを理由に基準の廃止をする必要はありませんでした。寧ろ緑の確保・環境行政の強化・充実のために、この基準を旧津久井3町に拡大させる必要があったと思います。

④掘削完了後の緑化義務ある土地を事業用地と僭称

私は、3月2日の質疑に備えて、町議会議員時代の平成14年頃配布された小川工業（株）作成の砕石跡地利用調査（以下「概要版」といいます。）（乙9-2）を詳細に検討しました。

その結果、私は下記の事実を見つけました。

概要版の第2採石計画と対象地域の土地利用（4頁）の採石埋め戻し計画によれば、小川工業（株）の「業務用土地」（採石・埋め戻し計画図で示されている第1期計画部分の中央部）を圏央道が通過し、市の説明では、この道路用地を小川工業（株）が提供します。

しかし、道路用地に提供する「業務用地」の実態は、既に採掘が完了し小川工業（株）が、開発許可条件に基づき適切な緑地として緑化義務の負担を伴う場所であり、小川工業（株）にとっては、「採掘済で、埋め戻しと緑化義務のある山」ですから、「業務用地」ではないのです。

8 私が毎日新聞記者に説明した経緯

（1）面談の経緯

本年3月2日、私は、城山町長時代からの知人で、相模原市が直面している課題（社会問題）等を精力的に報道している毎日新聞の高橋記者から市有地処分の件で取材申し込みを受けました。

私は、この土地処分の問題点を報道して貰えたら良いと思いましたので、高橋記者と議員控室で会いました。

（2）説明内容

私は、今回の市有地処分の問題点として、入手した決裁文書等を示しながら、小川工業が国に道路用地（圏央道）に提供する土地は、実態上既に掘削完了後の土地であり事業用地ではなく、国経由で市有地を小川工業に代替地として処分することは、①代替地②面積③価格の点からも問題であることを説明しました。

更に、仮に小川工業が代替地を取得しても、基準の存在により山砂利採掘は困難と思っていたら、12月の議員全員協議会で担当部長が説明した「合併に伴う失効」ではなく、合併期日の2日前に、八木氏（当時の町長）が決裁して基準を廃止したこと、そして即日告示したこと、その結果、今回の代替地処分が生きてくること、基準があれば例え小川工業が代替地として市有林を取得しても、山砂利開発は困難であること等を説明しました。

（3）強調した大問題

特に私が高橋記者に強調したのは、基準が合併によって失効（自然消滅）したのではなく、実は、八木氏の判断で廃止されていたことです。しかも、廃止日は、城山町として通常業務を行う最後の日である3月9日（金）で、その日に即日起案、即日決済、即日告示したのです。八木氏は、総合計画審議会や議会に事前に諮ることもしないで、合併に紛れてこの基準を廃止してしまったのです。その結果、小川工業は市有林取得後、全く自由に山砂利開発が出来るようになったのです。

城山町の議員や町民が基準廃止の事実を後から知ったとしても、城山町は翌日の土曜日までしか存在しません。八木氏の城山町長という地位も同時に失われます。週明けに元城山町の元議員や元町民が抗議しようとしても、城山町も城山町長も存在しないのですから、抗議のしようがありません。私は八木氏のこのようなやり方に激しい憤りを覚えましたから、「この点こそが城山にとっての大問題だ」と高橋記者に説明しました。

又、私は、高橋記者に決裁文書（甲3）を示しながら、起案を担当する

職員が独自の判断でこのような重要な基準の廃止の起案をすることは考えられず、しかも、城山町の通常業務日の最終日である9日（金）の僅か1日だけで、起案から告示まで手続を終わらせていることは、事前に町長（八木氏）が基準廃止の起案をするよう、職員に指示していたとも考えられると指摘しました。高橋記者は、八木氏のやり方に驚いて、「そんなことがあったんですか」と言っていました。

（4）新聞報道

毎日新聞は、翌日3日の朝刊で、価格の問題は勿論、基準の廃止の事実、合併期日2日前の3月9日（金）に即日起案、即日決済、即日告示で基準が廃止され、その結果、引き続きの採石が可能となることを詳しく報道してくれましたが、私は、他の新聞社がこの基準廃止の問題点を取り上げてくれなかったことを残念に思いました。

ただ、毎日新聞の記事には2つの誤りがありました。1つは、この裁判で問題になっている「町長自ら起案」という部分です。町長が行政実務で起案することはありません。もう1つは、この業者は「採石する土地を持っていなかった」という部分です。小川工業には、平成18年から13年間の第2期、平成41年までの12年間の第3期の掘削計画があり、掘削する土地は持っていたのです（乙9-2. 4頁参照）。

（5）記事に関する質問

翌日だと思いますが、私は、議会事務局の女性職員から、「町長自ら起案と言ったのですか」と聞かれて、驚きました。町長が自ら起案することなど行政実務ではあり得ないことですから、そんなことを言うはずがありません。私は「そんなことを言うことはあり得ない。」と言った上で、「昨日の個人質疑の発言を録画で確認してみれば、すぐわかるでしょう。」と答えました。暫くしてその職員から、「確かにそんなことは言ってなかったですね。」と言われました。私はそれ以上そのことを気にしませんでし

た。

(6) 起案者は論外

私にとっては、八木氏が「自ら基準を廃止」した事実こそが問題で、どの職員が起案したかは関心外ですから、市有林の処分の議案に対する平成21年3月2日の議会での質疑（乙17）や3月25日の反対討論（乙18）でも、「町長が自ら起案した」という趣旨の発言はしていません。4月上旬に発行して城山町に配布した議会報告（甲4）でも、八木氏が「自ら起案した」ことを問題にしていません。

そもそも、起案文書（甲3）を見れば、町長の決済印と起案担当職員の印が異なることは一目で判ることですから、私がそんなバカなことを言うはずがありませんし、高橋記者自身も容易に判ったはずです。高橋記者の聞き違い、書き違いだと思います。いずれにしても、問題の本質とは全く関係ありません。

(7) 毎日新聞以外の記者に説明した経緯

3月2日の質疑終了直後、私は朝日、東京、神奈川、読売の各新聞社の記者から取材の申込を受けましたので、議会のロビーの応接室で高橋記者に提示した資料等を示したり、求められた起案文書の写しを配布したりしながら記者の皆さんに説明して、記者の皆さんからの質問にも答えました。話した内容は、毎日新聞記者に対するものと同じでした。

9 毎日新聞の記事に対する八木氏の反応

(1) 八木氏からの問合せ無し

毎日新聞報道があった平成21年3月3日後も、私が反対討論した同月25日後も、八木氏から毎日新聞の記事に関して問われたり、非難されたりしたことは1度もありませんでした。その記事が問題にしている核心からほど遠い些細な誤記だということを、八木氏自身はわかっていたでしょ

うし、私と同じく町長経験者として、町長自ら起案することがないことを知っていますから、私が記者にそのようなことを言うはずがないことを理解しているものと思っていました。

（２）議会報告の配布

私は、議会終了毎に議会報告を作成し後援会の皆さんと配布活動をしています。今回も４月１１日頃から議会報告（甲４）を配布しました。

私の議会報告の配布で、城山最後の日に八木氏が自ら基準を廃止したことが城山地区の住民に明らかになり、八木氏は衝撃を受けたからだと思いますが、４月下旬頃、八木氏の議会報告（乙１９）が配布されました。

そこで八木氏は、私の議会報告と毎日新聞の内容が全くの虚偽とこじつけであり、悪質な名誉棄損であるから法的手段を弁護士と相談中であると書いていました。

私は、八木氏の議会報告を読みましたが、私の議会報告（甲４）の内容は虚偽やこじつけではありません。毎日新聞（甲１）の「当時の町長自らが起案」という誤記にしても、問題の本質とは関係ありませんし、決裁もしていないというのならともかく、決裁はしているが起案はしていないと言ってみても、それだけの違いで八木氏の社会的名誉が損なわれるとは到底思えません。八木氏は、自らの即断即決で基準を廃止したことを正しいと思っているのしょうから、そうであれば、「当時の町長自らが起案」という記述は、八木氏にとって何ら不都合はないはずです。私は、この誤記が特に法律上問題になるとは全く思っていませんでしたし、いまでも同じ思いです。

（３）八木氏の記者会見

５月２５日午後、東京新聞の松平記者から、八木氏が私を訴え、その記者会見を市役所の記者クラブでしたということで、私にコメントを求められました。

私は訴状を見ていませんでしたし、突然のことで詳しい内容は知りませんでした。松平記者の話から、八木氏は、3月3日の毎日新聞の記事（甲1）の中で「町長自ら起案」の部分が虚偽であり、私が意図的に虚偽の事実を高橋記者に報道させたことを問題にしているようでした。私は、「訴状を見ていないからコメントはできない、文書の起案を職員がするのは当たり前で、町長がすることはあり得ない、3月2日に記者の皆さんに配布した基準廃止の決裁文書の起案者の印と八木町長の決済印を見れば一目瞭然で、町長自ら起案したと言うはずがない」と松平記者に答えました。

その後、私は高橋記者に電話して、「自ら起案」と発言したことは無いこと等を伝えました。高橋記者は「メモに書いてあるんだけどなあ」と言っていました。水掛け論をしても意味がないので、私は「そんなはずはないのだが」と言って、電話を切りました。私が、「八木町長が自ら廃止した」と繰り返し強調したので、高橋記者が誤解してメモを書いてしまったのだろうかと考えました。

（４）記者会見とコメントの報道なし

翌日の新聞はどこも、八木氏の提訴を記事にできていませんでした。私は、どの新聞社もローカル面でさえ取り上げるような事件ではないと判断したのだと思いました。

10 誹謗中傷は事実無根

八木氏の訴状には、私がかねてより誹謗中傷を繰り返していると主張していますが、そのような事実はありません。

八木氏が町議会議員になった平成15年4月以降、八木氏に対して公人の立場から、①八木氏が提案した町長の多選禁止条例案批判、②八木氏が町職員を退職する際の收受印なしの割増退職金問題迫及、③町長（八木氏）就任直後の町長報酬引上げ問題批判、④今回の基準の廃止問題等を、私は

議会で様々な角度から議論していますが、それは全て事実に基づく議論であり、八木氏に対して誹謗中傷したことはありません。

11 おわりに

今回の裁判は、八木氏が、城山町最後の日に、総合計画審議会に諮問もせず、議会にも打診しないまま、自ら基準を廃止した事実が地域住民に明らかになってしまったことにより旧城山町地区の住民の不審を買い、支持を失うことを恐れて、毎日新聞の瑣末な間違い記事（甲1）を口実に、私を訴えたものです。

私は、市民に虚偽の事実を伝えたこともなく、市民に不当な誤解を与える意図もありません。私は、調査の結果に基づいて議会で議論し、市民に事実を公表しましたが、議員として当然のことをしたに過ぎません。

そもそも、八木氏は「採石業者の採石採取用地取得に有利な条件づくりをしたのでは」の声（乙13）に、どう反論するのでしょうか？

以上